

令和3年3月29日

各 位

大阪市経済戦略局産業振興課

営業時間短縮協力金（3月1日～31日分・4月1日～21日分）について（お願い）

平素は、大阪市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

4月1日から21日までにおける大阪府知事からの大阪府全域への飲食店に対する営業時間短縮要請に対し、下記のとおり大阪府市から協力金を支給することとなりました。

また、3月1日から31日までの営業時間短縮要請に対する協力金の申請受付につきまして、下記のとおり取り扱うことといたします。

ご多忙の中、恐れ入りますが、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 第4期協力金（令和3年4月1日から21日までの要請にかかる協力金）

- ・対象地域：大阪府全域（ただし、上乗せは大阪市内のみ対象）
- ・要請時間：午前5時から午後9時まで（酒類の提供は午後8時30分まで）
- ・協力金額：基本日額4万円＋上乗せ日額1万円／2万円／3万円（1店舗当たり）
※上乗せ日額は月額賃料が60万円以上の場合
- ・詳細は後日、大阪府・大阪市のホームページ等にてお知らせします。

2 第3期協力金（令和3年3月1日から31日までの要請にかかる協力金）

・申請受付開始日

令和3年4月1日(木)から受付開始（令和3年5月20日(木)まで）

・申請要件

期間中、要請を遵守していること。感染防止ステッカーを導入していること等。
（詳細は大阪府ホームページをご確認ください。）

・申請方法

申請は、下記の大阪府ホームページで受け付けます。上乗せ額の申請は基本額の申請後に大阪市ホームページで受け付けます。（ご案内が表示されます）

「第3期営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozukantansyuku3/index.html>

【営業時間短縮要請に関すること】 電話番号：06-4397-3268（土・日・祝日以外 9時～18時）

【基本額に関すること】 電話番号：06-6210-9525（日・祝日以外 9時～19時）

【上乗せ額に関すること】 電話番号：06-6654-3553、06-6655-0711、06-6655-0820

（日・祝日以外 9時から17時30分）

※このお知らせは、本市で把握している各団体の代表者等の連絡先にお送りしています。
代表者等の変更により送付先が異なる場合は、お手数ですが下記の連絡先までご一報ください。

（送信元）

大阪市経済戦略局産業振興課
電話 06-6615-3779